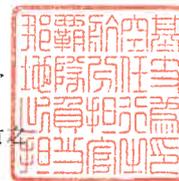


令和 7年3月5日

入札公告

分任支出負担行為担当官
那覇航空基地隊
那覇經理隊長 石川 貴之

下記のとおり一般競争入札を行います。

なお、本件は令和7年度予算が成立することを条件とした入札である。また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

記

1 競争入札に対する事項

調達要求番号	件名	数量単位	履行期限	履行場所
07-1-4020-1285-0003-00	海上自衛隊国頭受信所高圧電力の需給	1式	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	国頭受信所

2 競争入札日時及び場所

- (1) 日時 令和 7年 3月 27日 木曜日 13時30分より
(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、前日の16時00分まで)
- (2) 場所 海上自衛隊那覇航空基地隊 經理隊 入札室

- (3) 応札意思の通知
応札意思のある方は、その意思を入札日前日10時00分までに電話等で担当者に連絡すること。

3 競争入札資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条・71条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」のD等級以上に格付けされ、競争参加地域が「九州・沖縄」である者、かつ、令和07・08・09年度競争参加資格(全省庁統一資格)においても同資格を有することが見込まれ、資格決定後、速やかに資格審査結果通知書提出できる者であること。
又、当該競争参加資格を有していないものにあつては、競争執行の日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められるものであること。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。)又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (6) 電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年6月11日成立)による改正後の電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けている者又は同法第2条の3の規定に基づき小売電気事業登録の申請を行っている者であること。
- (7) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、契約担当官等が定める入札参加資格者として、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(平成19年法律第56号)に示す二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への情報提供の取組に関し、別途配付する「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件の提示について」の入札適合条件を満たす者であること。ただし、電気事業者の評価及び参入の可否は、最終的に官側の判断による。
(入札参加を希望する事業者は、適合証明書及びこれを証明する書類を令和7年3月19日(水)16時45分までに那覇航空基地隊經理隊契約班へ提出するものとする。)
- (8) 供給電気の種類は、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率0%とする。また、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針(環境配慮契約法基本方針)関連資料(令和5(2023)年2月)に規定されている再生可能エネルギー電気比率確認のための提出様式例に準じた特定電源割当計画書を提出する。

4 入札事項説明の日時及び場所

実施しない。

5 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金及び契約保証金： 免除
- (2) 落札者が契約を結ばないときは、見積もった契約金額の5/100に相当する金額を違約金として徴収する。

6 契約書の作成の要否及び適用する契約条項

- (1) 作成の要否： 遅滞なく契約書の作成を要する。ただし、契約金額が150万円を超えず、特約条項の付与もない場合は請書の作成をもって代えることができる。
- (2) 契約条項： 売買 契約一般条項、電気供給契約特約条項

7 入札書の記載金額

- (1) 入札書には各月の基本料金単価(契約電力に対する単価)、従量料金単価(使用電力に対する単価)を記載し、仕様書に示す契約電力及び使用予定電力量に対する期間予定総額(総価)で行うものとし、消費税額及び地方消費税額を含んだ金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札価格の算定にあつては、力率は100パーセントとし、燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (3) 電力供給における料金その他の計算をする場合の単位及びその端数処理等は次のとおりとする。
ア 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
イ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

8 その他

(1) 入札の無効

- ア 本公告に公示した競争参加資格のない者及び入札の条件に違反した入札を行った者
- イ 入札及び契約心得のとおり実施しない者

(2) その他

- ア 入札公告、入札及び契約心得は那覇経理隊入札室で閲覧できるほか、海上自衛隊ホームページ上で閲覧することができる。(ホームページアドレス：<https://www.mod.go.jp/msdf/bukei/sn/nvusatsu.htm>)
- イ 入札に参加する者は、入札日の前日まで資格審査結果通知書の写しを提出すること。
- ウ 入札書を郵送するときは、入札書を封筒に封入し、封筒表面に調達要求番号及び件名を朱書の上、さらに封筒に封入し、必ず書留・簡易書留又は配達記録郵便で送付すること。

9 入札に関する問い合わせ先

〒901-0193 沖縄県那覇市字当間252番地 (電話：098-857-1191 内線5465 FAX：098-857-8670)
海上自衛隊 那覇航空基地隊 那覇経理隊 契約班 邊見